

2024年度  
一般推薦入試（法学部）  
小論文（60点 90分）

以下の文章を読んで、つづく（1）～（3）のすべての設間に答えなさい。ただし、設問において指定された字数にしたがって解答をすること。

人権とは、人間が人間らしく尊厳をもって幸せに生きる権利で、全ての人が生まれながらに持つ権利です。ただし、この価値体系をここまで形づくるために、人類が約千年という長い時間をかけて努力を積み上げてきたことを忘れてはなりません。力の強い者が勝ち、弱者は生命までも奪われるという不条理な原始の状態から、全ての人に権利を認め、これを保証する側の責務と責任を明確にし、これをルールとして勝ち取るまでには膨大な時間と先人たちの強い思いが必要でした。昭和23(1948)年に国連総会で採択された「世界人権宣言」はある意味でそうした人類の努力の集大成であり、その中で人権は全ての人が持つ権利として認められています。同宣言は、その後に作られた人権に関する国際規約や条約の考え方の基となっていますし、多くの国々の憲法の規定に同宣言の内容が取り入れられるなど、国際社会共通の人権基準として受け入れられています。

戦後の国際社会における人権の推進と伸長は、基本的に国家の責務と觀念され、国際社会は各国政府が人権について理解し、その責務を果たすことを目指してきました。こうした取組は一定の成果を挙げましたが、全ての国が人権について同じ理解に到達しているわけではなく、また財源などの問題から、人権という考え方を支持していても政策として実現できないという国もあります。こうした国々においては人権を保護・推進するための法律や法執行機関が必ずしも十分に整備されているとは言えません。また、日本を含む先進国においてもグローバル化に伴う新たな課題に必ずしも立法が追いついていなかったり、新しい権利について国民の意見が分かれることで、十分な権利を保証されず取り残される人々が出てくるという現実があります。

こうした状況の中で、特に冷戦終了後に表面化したのが、企業の活動による人権への影響です。サプライチェーン\*が国境をまたぐようになると、各国の経済力や法制度の違いが現場で働く人々に様々な形で影響を与えるようになりました。国外サプライチェーンにおける児童労働や強制労働、あるいは土地所有の概念を持たない先住民の土地の収奪や森林の伐採などは、こうした人権への影響の端的な例です。こうした背景から、21世紀を迎えた国際社会は、主権国家だけが責務として担っていた人権という概念に対して、企業を含む国家以外の主体も責任を持ち、人権が保護され伸長されるべきだという一致した考え方へ到達します。この、パラダイムシフトとさえも言える大きな変化を決定づけたものが、「ビジネスと人権に関する指導原則」です。同指導原則は、次の3つを柱として、あらゆる国家及び企

業に、その規模、業種、所在地、所有者、組織構造にかかわらず、人権の保護・尊重への取組を促すものです。

- (a) 人権を保護する国家の義務：人権及び基本的自由を尊重し、保護し、充足する国家の既存の義務
- (b) 人権を尊重する企業の責任：全ての適用可能な法令の遵守と人権尊重が要求される、専門的な機能を果たす専門化した社会的機関としての企業の役割
- (c) 救済へのアクセス：権利と義務が、その侵害・違反がなされた場合に、適切かつ実効的な救済を備えているという要請

(法務省人権擁護局『今企業に求められる「ビジネスと人権」への対応「ビジネスと人権に関する調査研究」報告書（詳細版）』[<https://www.moj.go.jp/content/001376897.pdf>]より一部改変して出題)

- \* サプライチェーン：ある製品が、原料の段階から消費者に至るまでの全過程のつながりのこと。供給網。（デジタル大辞泉）

#### 設問

- (1) 21世紀を迎えた国際社会が、下線部「企業を含む国家以外の主体も責任を持ち、人権が保護され伸長されるべきだという一致した考え方へ到達」した理由について説明しなさい。(350字～400字)
- (2) 日本において「ビジネスと人権」や「人権を尊重する企業の責任」が問題となる場合として、「過剰・不当な労働時間」「パワーハラスメント（パワハラ）」が挙げられる。このいずれかにつき、それが問題となる具体的な状況を例示しなさい。(350～400字)
- (3) (2)で解答した具体的な状況につき、企業はどのような対応をすべきと考えられるか。本文 (b) 及び (c) を参考に説明しなさい。(100字～200字)